

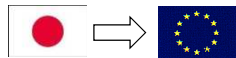
1 意義

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。(国有企業、知的財産、規制協力等)
- 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。

2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。

3 概要



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%,工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

(注1) EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

(注2) 撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA（協定の全体像）

平成29年12月8日
外務省

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される（全23章）。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則、②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束、③ソースコードの開示要求の禁止等、先進的なルール、
⇒ 日本経済や企業活動に貢献

第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード）等を規定	第6章 衛生植物検疫（SPS）措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害（TBT） 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定（注）	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲（鉄道含む。）等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	（注） 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。